

ID: 1829

担当部署: 農政課

処分の概要	事業計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	都市農地の貸借の円滑化に関する法律 第6条第1項		
法令番号	平成30年法律第68号		
【基準】	<p>法第6条第1項の規定による。 (事業計画の変更)</p> <p>第6条 認定事業者は、第4条第1項の認定を受けた事業計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、市町村長の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 認定事業者は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。</p> <p>3 第4条第3項の規定は、第1項の認定について準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日